

平成 28 年度第 2 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 28 年度第 2 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 28 年 7 月 29 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 19 名

(事務局) 6 名

欠席委員 2 名

3. 議案

議案第 3 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（4 件）

議案第 4 号…非農地証明願の審議について（2 件）

その他

開会 午前 9 時 30 分

〔事務局長（●●）〕 平成 28 年度第 2 回農業委員会定例総会の開会宣言
本日の出席数は 19 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

〔会長 挨拶〕

本日の署名委員（19 番 ●●委員 20 番 ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第 3 号

（農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について）

（1）権利取得者が町内

○受付第 9 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
土地は全部で 16 筆あり、所在は、

●●字●● ●●番●	面積	378 m ²
同所字●● ●●番	面積	185 m ²
同所同字 ●●番●	面積	33 m ²
同所同字 ●●番	面積	218 m ²
同所字●● ●●番●	面積	46 m ²
同所同字 ●●番●	面積	114 m ²
同所同字 ●●番●	面積	33 m ²
同所同字 ●●番	面積	181 m ²
同所同字 ●●番●	面積	132 m ²
同所字●● ●●番	面積	307 m ²
同所同字 ●●番	面積	373 m ²
同所同字 ●●番	面積	165 m ²
同所字●● ●●番	面積	238 m ²
同所字●● ●●番	面積	161 m ²
同所字●● ●●番●	面積	1,586 m ²
同所字●● ●●番	面積	1,652 m ²
合計面積		5,802 m ²

地目は●●字●● ●●番●と●●番、同所字●● ●●番と●●番は台帳が田となっており、あとは台帳・現況とも畑となっております。

譲渡理由は、贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 7 月 21 日に行いました。譲渡人の●●さんと事務局の●●さん、●●の役場の国調係の●●さんで確認しました。今事務局が言ったように●●さんから長女への贈与です。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第1号(所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡いの町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、吾川郡いの町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 396 m²

地目は、台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月27日に事務局●●さんと一緒に譲受人のお父さんと確認してきました。現況はワサビを作っていて、譲受人は町外であります但し将来的には帰って農作業をする予定だそうです。それまではお父さんとお母さんが世話をするそうです。

1. 現地は農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号(所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地は全部で3筆あり、所在は、

●●字●● ●●番● 面積 188 m²

同所同字 ●●番● 面積 45 m²

同所字●● ●●番● 面積 564 m²

合計面積 797 m²

地目は全筆、台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を7月25日に事務局同伴で行いました。譲渡人譲受人とも立ち会っていません。

譲受人●●さんのご両親の●●さん、●●さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作を確認。
3. 権利を取得する●●さんは、高知市に住んでいるので難しいかもしれませんが両親とともに耕作することだったので年間150日以上従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上の確認の結果、この所有権移転は問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地は全部で3筆あり、所在は、

●●字●● ●●番	面積 420 m ²
同所同字 ●●番●	面積 472 m ²
同所同字 ●●番●	面積 432 m ²
合計面積 1,324 m ²	

地目は、台帳・現況が●●字●● ●●番●はともに田、他は畑となっております。

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月20日、事務局●●さんと私と譲渡人●●さんは体調不良だったので奥さんに立ち会いしていただきました。譲受人のほうは立ち会えないということで前もって意向を確認していました。譲受人はご夫婦で耕作されていて、譲受人は各週末ほとんど帰られて力仕事をされています。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作を確認。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上従事することを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上の確認の結果、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第4号

(非農地証明願の審議について)

○受付第1号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 171 m²

地目は、台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は、平成7年頃

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により父が賃貸していたため、現在は宅地となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を7月21日に事務局の●●さん、●●国土調査係●●さんで行いました。平成7年頃住宅になり、ここは住宅の密集しているところで西東南に住宅があり、北側には歩道をはさんで山手に墓地となっています。農地への復旧は困難であると思います。審議のほうよろしく願います。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付第2号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

全部で5筆あります。

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 770 m²

同所同字 ●●番 面積 909 m²

この2カ所について地目は、台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は、昭和55年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、住宅が建設され、現在は宅地となっています。

同所字●● ●●番● 面積 11 m²

地目は、台帳は畑、現況は雑種地となっています。

転用された時期は、昭和 6 0 年頃

転用した理由及び現在の状況は、自宅への進入路の部分で現在は雑種地となっています。

同所同字 ●●番● 面積 68 m²

地目は、台帳は畑、現況は宅地となっています。

転用された時期は、平成 9 年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、車庫を建築し現在は宅地となっています。

同所同字●●番● 面積 119 m²

地目は、台帳は畑、現況は墓地となっています。

転用された時期は、不詳

転用した理由及び現在の状況は、年月日不詳建立の無縁仏が数体あり、現在は墓地となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 7 月 2 1 日申請人●●さん、事務局の●●さん、●●国土調査係の●●さんで現地確認を行いました。●●番、●●番は昭和 5 5 年頃町営住宅となっておりました。●●番●は昭和 6 0 年頃自宅への進入路になっております。●●番●は平成 9 年頃車庫となっているのを確認してまいりました。●●番●は古い石積みは無縁仏が昔からあったようです。このような状況を確認しましたので農地への復旧は困難であるのではないかと思います。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

その他 「農業者年金加入推進部長等研修会」の案内
「農業者年金加入推進について」JA コスモス
「農地利用状況調査について」

〔会 長〕

以上で平成 2 8 年度第 2 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 1 0 時 1 0 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員